

# 中国日本商会

The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China

〒100022 北京市朝陽区建国門外大街甲26号 長富宮弁公楼1階104室

Tel: 86-10-6513-0829 Fax: 86-10-6513-9859 <http://www.cjcci.biz/>

中日商工発第 188 号

2010 年 2 月 26 日

## 国家標準「国家標準の特許に係る処置規則」(意見聴取稿)

### に対する意見書

中国標準化研究院 御中

平素より貴院による現地日系企業への多大なご支援を頂き、誠にありがとうございます。

さて、中国日本商会では、日本貿易振興機構北京代表処の協力をいただきながら「国家標準の特許に係る処置規則(意見聴取稿)」につきまして、会員企業より意見募集及び内容についての議論を行いました。

中国日本商会では、貴国における国家標準の特許に係る状況を鑑み、以下の修正意見を提出いたします。

貴院におかれましては、是非ともご検討の程、お願い申し上げます。

もし別途ご質問等がございましたら、中国日本商会の事務局として今回のとりまとめ作業を担当しました日本貿易振興機構北京代表処知識産権部(電話: 6528-2781)までお問い合わせ頂けると幸いです。宜しくお願い致します。

中国日本商会  
事務局長  
青山直樹

国家標準「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）

意見募集表

氏名	青山直樹	電話	6513-0829	FAX	6513-9859	E-mail	cjcci@postbj.net	
会社名	中国日本商会			連絡先	北京市朝陽区建国門外大街 甲 26 号 長富宮弁公楼 104 室		郵便 番号	100022
条項番号	修正提案			修正理由				
全体	<p>「特許に係る国家標準の制改定の管理規定(暫定施行)」(以下「暫定施行規定」という)との関係を明確化していただきたい。</p> <p>また、本処置規則と暫定施行規定には、以下のとおり矛盾点があるので、整合させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本処置規則 4.3.2 と暫定施行規定 9 条（暫定施行規定では、「使用許諾料が通常よりも明らかに低い」という文言になっているが、本処置規則 4.3.2 に合わせるべき。）</li> <li>・暫定施行規定 8 条、12 条乃至 14 条の規定内容が本処置規則には無い。暫定施行規定の各規定は削除していただきたい。</li> </ul>			<p>2009 年 11 月にパブリックコメントを募集した、「特許に係る国家標準の制改定の管理規定(暫定施行)」との関係が不明である。</p>				
全体	<p>現在既に検討段階に入っている国家技術標準への遡及適用の有無を明確化していただきたい。</p>			<p>本処置規則が、現在既に検討段階に入っている国家技術標準にも遡及的に適用されるか否かが不明である。</p>				
1	<p>最初の文章を、「本標準は「<u>特許に係る国家標準制改定の管理規定</u>」に基づき、国家標準の制改訂過程における<u>特許情報の公開と特許権許諾声明の具体的実施</u>の処置についての要件及び手続を規定する。」と変更していただきたい。</p>			<p>暫定施行規定（意見募集稿）17 条では、「特許情報の公開と特許権許諾声明の具体的実施は、『特許に係る国家標準の処置規則』の要求に基づいて行う。」と規定しているので、これに合わせた文言とすべきである。</p> <p>下位規定は、上位規定に基づいて制定されるものであるから、上位規定である暫定施行規定が確定したのち、改めて下位規定である本処置規則の意見募集を行っていただきたい。</p>				

3.1	本規定を、「標準を実施する際、その他の実施方式を採用することにより侵害を回避することが不可能な特許クレーム。」と変更していただきたい。	「商業上実行可能かつ」という文言は、定義が不明確であること、その判断をする者が規定されていないこと等の問題があるため、削除すべきである。 また、1つの特許の中に、必須クレームだけでなく、必須ではないクレームが含まれている場合、後者も必須特許の対象とすることは不合理である。
3.2 3.3 4.3.2	「合理的かつ無差別な」という文言を「合理的な条件で無差別」という文言に変更していただきたい。	「無差別な条件に基づいて」とは、「全ライセンシーに対して同一の条件で」という意味に解釈し得るが、特許権者とライセンシーの関係は様々であり、特許権者は合理的な範囲内で実施許諾条件を変えることが可能であるべきである。
3.3	「互恵の権利」、「防御的終了権」の定義を明確化していただきたい。	「互恵の権利」、「防御的終了権」の定義が不明確である。
3.4 5.2.1 5.3.1	本処置規則の規定する関係者保有特許の開示義務は削除していただきたい。もし関係者保有特許の開示義務を残すのであれば、「関係者」を完全子会社のみ限定していただきたい。	本処置規則の規定する関係者保有特許の開示義務は対応が非常に困難で不合理である。
3.4	「法的実体」の意味を明確化していただきたい。	「法的実体」が何を意味するのかが不明である。
4.1.1 4.1.2	本規定の適用対象を「授権され且つ有効状態の特許」のみとし、少なくとも努力規定としていただきたい（法的義務とはしない）。 また、本規定の適用対象を必須特許に限定するため、「特許」を「必須特許」に修正していただきたい。	年間数百から数千件の特許出願をしている企業にとっては、出願中の特許出願を開示することは多大な負担となる。
4.1.1 4.1.2	公表された特許が「標準に係る特許」であることの確認には、中立的第三者機関をいれていただきたい。	公表された特許が「標準に係る特許」であることの確認が誰によって行われるのかが不明瞭であるが、確認は中立的であることが望ましい。
4.1.1	「可能な限り速やかに標準に係る既知の特許、または関わる可能性のある特許を公表する」を「可能な限り速やかに標準に <u>必須な</u> 既知の特許、または <u>必須となる</u> 可能性のある特許を公表する」に修正する。	「関わる」または「関わる可能性のある」では対象範囲が広すぎ、過剰な義務を負わせることになるため、標準に「必須」な範囲と明確化していただきたい。
4.1.1	対象は「標準の起草に参加する特許権者」に限定していただきたい。	標準の起草に参加しない者が、特許の情報提供の義務を負うことは、負荷が大きすぎる。

4.1.2	<p>①未公開の特許出願について特許出願番号と出願日を公開する義務を削除していただきたい。</p> <p>②(仮に、削除が認められないとしても)特許情報として未公開特許出願を公表した後、該出願が授権された場合の扱いを明確にすべきである。</p>	<p>①本処置規則は特許出願番号と出願日の公開を義務としているが、出願の内容が公開されるまでは必須特許であるか否かの判断は出願人以外にはできず、事実上、情報開示の意味が無い。</p> <p>②「未公開の特許出願の証明材料は特許出願番号及び出願日」とあるが、該出願が授権された場合は再度公表する必要があるかどうか不明である。</p>
4.2.1	<p>「標準中の特許に関わる情報」が何を意味するのかを明確化していただきたい。</p>	<p>「標準中の特許に関わる情報」が4.1.1及び4.1.2で規定された特許情報なのか、それとも必須特許を意味するのかが不明である。</p>
4.3.3	<p>必須でなくなった特許に関する許諾声明は、自動的に取り消しとなるようにするか、あるいは請求により速やかに取り消されるようにしていただきたい。</p>	<p>4.3.2で選択した許諾形式は一旦提出すると取り消しが不可能となっている。特許が必須特許でなくなった場合であっても、先に提出された許諾声明は標準実施者にとってより優遇的な場合等においてのみ例外とされているが、必須でなくなった特許に関する許諾声明は、自動的に取り消しとなるようにするか、あるいは請求により速やかに取り消されるべきである。</p>
4.3.3	<p>本規定を、「選択した許諾方式は一旦提出すると取り消しが不可能となる。<u>互恵の権利及び防御的終了権が担保されない、または同標準が廃止される、または標準の関連部分が改訂されることにより許諾された特許が同標準の必須特許でなくなった場合、又は、後から提出された許諾声明が標準実施者にとってより許容範囲が広く、より優遇的である場合においてのみ、先に提出された許諾声明に取って代わることが可能となる。</u>」に変更していただきたい。</p>	<p>合理的かつ無差別な許諾は、互恵の権利及び防御的終了権が前提であることを明記すべきである。また、一旦、特許許諾声明書を提出した場合であっても、互恵の権利等が担保されない場合には撤回することもあり得る。</p>
4.3.4	<p>(4.1.2において、未公開特許出願の公表義務の削除を要請しているが、当該規定を残す場合には)「<u>特許出願権及び特許権の譲渡が行われる場合、当該許諾側がすでにある標準に対して行った許諾は当該特許出願権及び特許権の被譲渡人に対しても変わらずに有効である。</u>」と規定していただきたい。</p>	<p>本処置規則の「1 範囲」において、「本標準にいう特許は国务院特許行政部門が受理した特許出願及びすでに授権されかつ有効な状態にある特許を含む。」と規定されていることから、特許権の譲渡だけでなく、特許出願権の譲渡についても本規定を適用すべきである。</p>

4.4	本規定と「5 特許の処置手続」はどのような関係になるのかを明確化し、「5 特許の処置手続」に記載されている手続と重複する部分は削除していただきたい。	「5 特許の処置手続」に記載されている手続で十分である。
4.6	国際標準、国外標準を基礎として中国国家標準を制定する場合、標準に必須となる特許の取扱いについては国際的なルールに準拠することとすべきである。	国際標準、国外標準を基礎として中国国家標準を制定する場合は、標準自体について国際的なルールに準拠することと同様に、標準に必須となる特許の取扱いについても国際的なルールに準拠すべきであり、中国国内だけ固有のルールを適用することは不合理である。
5.1	本規定を削除するか、または情報収集義務の明確化を図るべきである。	特許情報を可能な限り広範に収集しなければならないとの義務の範囲が不明確である。
5.2.1 5.3.1 5.3.2	①特許情報の公表義務を、「その知り得る範囲において」のみとするか、少なくとも努力規定としていただきたい(法的義務とはしない)。 ②「保有する特許」は、特許権者となっている特許権、侵害訴訟を提起できる独占的实施権を受けている特許権であり、通常実施許諾権を受けている特許権や単に知っているだけの特許権は該当しないことを明確に規定すべきである。 ③標準に関する必須特許のみ公表すれば足りることを明確化していただきたい。	①暫定施行規定を参照すると、特許情報の公表義務を怠ったときは公表されなかった特許に関しては「無償で許諾したものとみなされる」ことになる。このようなことは、特許権者の権利を著しく制限し、国際的な処理ルールからも乖離している。完璧に特許調査することは困難であるため、自身の知り得る範囲に限定していただきたい。 ②「保有する特許」の定義・範囲が不明確である。 ③標準に無関係又は必須でない保有特許までも公表する必要はない。
5.5	「専門標準化技術委員会または管理組織の規則に従う」旨を明記していただきたい。	「会議審査の方式を採用し」とあるが、審査手続が不明確である。専門標準化技術委員会または管理組織の規則に従うという意味と推測されるが、明確化が望ましい。
5.6.3	5.4.3のように処置の内容を明確に規定していただきたい。	「新たに係る特許に対する処置」の内容が、不明瞭である。
5.8.1	再審査の周期については国際的なルールに準拠してもう少し長くし、また、再審査の契機となる事象を明確化していただきたい。	再審査の周期が最長でも3年というのは短すぎる。また、再審査の契機となる事象が不明確である。

<p>表 A. 1 表 A. 2 表 A. 3</p>	<p>特許出願番号、特許番号を特定することなく、①ITUのごとく、包括的特許声明書の提出を認めるか、あるいは②その他の多くの国際標準化機関（ISO/IEC, IEEE、等）のごとく特許声明書において特許番号の特定を非必須とする形式を認めるようにしていただきたい。</p>	<p>必須特許番号を特定しない包括宣言ができるようにしていただきたい。特許番号を特定するには多大な労力を要する。また、特定された特許のみが宣言対象となるのでは、標準規格の利用者にとっても宣言されていない特許が存在するというリスクがある。そのため、①特許を特定せず必須特許であるものは合理的条件でライセンスするという包括宣言を認めることや、②特許番号の特定を非必須とすることが、多くの国際標準化機関で採用されている。</p>
<p>表 A. 1</p>	<p>「標準の内容との相関性の説明」を削除していただきたい。</p>	<p>特許情報の開示を促進したいのであれば、相関性の説明を要求しないほうが特許権者は開示がしやすい。相関性の説明まで要求すると、将来の権利行使を考慮し記載内容を慎重に検討することになり、特許の公表を阻害する可能性がある。</p>

会社公印

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を編集してご記入ください。)